

毎週月・水・金曜日発

富山県報

平成31年1月30日

水曜日

第4454号

目次

告示

- 土砂災害警戒区域の指定及び解除 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定及び解除 2

内水面漁場管理委員会指示

- 水産動物採捕規制 3

公告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出

告示

富山県告示第31号

土砂災害警戒区域の指定及び解除について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第6項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定及び解除するので、同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

平成31年1月30日

富山県知事 石井 隆 一

| 土砂災害警戒区域の名称 | 土砂災害警戒区域に指定する区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 変更事項 |
|-------------|--------------------------|---------------------|--------------|
| 浄ヶ谷内 | 高岡市二上の区域のうち別紙図面に表示する区域 | 土石流 | 一部指定 一部解除 |
| 古府(3) | 高岡市伏木古府の区域のうち別紙図面に表示する区域 | 急傾斜地の崩壊 | 一部指定 一部解除 |

| | | | |
|---------|--------------------------|---------|--------------|
| 東海老坂(5) | 高岡市東海老坂の区域のうち別紙図面に表示する区域 | 急傾斜地の崩壊 | 一部指定 一部解除 |
|---------|--------------------------|---------|--------------|

(「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第 32 号

土砂災害特別警戒区域の指定及び解除について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項及び第8項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定及び解除するので、同条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

平成31年 1 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 土砂災害特別警戒区域に指定する区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 変更事項 |
|---------------|--------------------------|---------------------|-------------------------------|--------------|
| 浄ヶ谷内 | 高岡市二上の区域のうち別紙図面に表示する区域 | 土石流 | 別紙図面のとおりに | 全部解除 |
| 古府(3) | 高岡市伏木古府の区域のうち別紙図面に表示する区域 | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面のとおりに | 一部解除 |
| 東海老坂(5) | 高岡市東海老坂の区域のうち別紙図面に表示する区域 | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面のとおりに | 一部指定 一部解除 |

(「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害特別警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

2 店舗を設置する者 オリックス株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地 代表
取締役 大森 実

(変更後) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地 代表
取締役 池田 和男

4 変更の日 平成30年5月11日

5 変更の理由 小売業者の代表者変更のため

6 届出の日 平成31年1月22日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成31年1月30日から平成31年5月30日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由